

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和 7 年 11 月 27 日
御浜町長 大畠 覚

1. 業務の概要

1) 業務の目的

御浜町の小中学校を取り巻く状況は、防災上の懸念、校舎の老朽化、急激な少子化の進行などが深刻な課題となっています。そのような状況の中、第6次御浜町総合計画前期基本計画において、「御浜町立小・中学校適正配置基本計画」を策定し、本町立小・中学校の適正配置の実現に向けて取り組んできました。

御浜町立小・中学校適正配置基本計画では、「神志山小学校」「御浜小学校」「阿田和小学校」の3校、「御浜中学校」「阿田和中学校」の2校をそれぞれ統合し、さらに防災上の懸念や校舎老朽化、少子化の進行などの課題に対応するため、できるだけ早急に新校舎（施設一体型の小学校・中学校）を建設することとなりました。

本業務は御浜町の教育大綱を踏まえ、安全で安心な教育環境の整備と本町立小・中学校の適正配置を推進し、新しい時代に即した学校教育の充実に取り組み、魅力ある学校整備について、基本・実施設計を行うものです。

2) 業務内容

① 業務名

御浜町新統合小学校及び統合中学校新築工事基本・実施設計業務委託

② 業務場所

三重県南牟婁郡御浜町下市木 地内

③ 設計概要

設計業務一式

校舎	延べ面積 約 5,500 m ² (新築)
屋外運動場	延べ面積 約 6,000 m ² (新築)
屋内運動場	延べ面積 約 2,400 m ² (新築)
プール	延べ面積 約 900 m ² (新築)
給食センター	延べ面積 約 550 m ² (新築)
その他・駐車場等	延べ面積 約 10,100 m ² (新築)

建築設計業務委託特記仕様書によります。

業務を進める上で必要となる資料等の貸与は可能な限り行います。

④ 設計額

約 350,000,000 円

(消費税および地方消費税を含む)

⑤ 履行期間

契約日より 720 日間

⑥ 成果品

成果品の内容は建築設計業務委託特記仕様書によります。

⑦ その他

定めのない事項は、建築設計業務委託共通仕様書及び建築設計業務委託特記仕様書によります。

3) 業務委託契約

本業務の委託契約については、御浜町新統合小学校及び統合中学校新築工事基本・実施設計業務委託プロポーザル方式実施要領に基づき手続きを行います。

2. 参加資格要件

1) 企業要件

技術提案書の提出者（以下、「提案者」という。）は、次に掲げる条件を備えた単体企業とします。

- ① 平成 22 年度以降に設計業務が完了した延べ面積 500 m²以上の学校教育法（昭和 22 年 3 月 29 日法律第 26 号）に定める小学校、中学校又は義務教育学校の新築、増築（増築部分の床面積が 500 m²以上のもの）又は改築の設計業務の実績を有すること。なお、設計業務とは、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和 6 年国土交通省告示第 8 号）に定める基本設計又は実施設計の業務をいいます。
- ② 御浜町建設工事等入札参加資格者名簿（測量・コンサルタント等）で建築関係コンサルに登録されている者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- ④ 御浜町建設工事等資格停止措置要領又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく指名停止の措置を、参加申込書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。
- ⑤ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- ⑥ 当該建築士事務所が、参加申込日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。
- ⑦ 本業務に係る他の提案者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - (ア) 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合

 - a 親会社と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、a については、会社等の一方が、再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

 - a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
 - ⑧ 本件技術審査委員会の委員との間に資本関係又は人的関係がないこと。

※・ 実績対象となる延べ面積は、校舎棟のみの延べ面積とし、附属棟の延べ面積を除きます。

- 複合施設の場合は、実績対象となる用途（校舎）に供する部分の床面積（これに附隨する共用部分も含む。）とします。

2) 配置予定技術者の要件

- ① 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとします。

管 理 技 術 者：建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
(同法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講しているものに限る。(建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 37
第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。))

意匠主任技術者：建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
(同法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講しているものに限る。(建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 37
第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。))

構造主任技術者：建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
(同法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講しているものに限る。(建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 37
第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。))

設備主任技術者：建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
(同法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講しているものに限る。(建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 37
第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。)) 又は建築士
法施行規則第 17 条の 18 に規定する建築設備士

- ② 管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者及び設備主任技術者は各 1 名とし、兼ねることはできないものとします。

3) 協力者（協力事務所）について

- ① 本業務に関する配置予定技術者（管理技術者及び意匠主任技術者を除く。）について、協力者（協力事務所）を加えることを可能とします。
- ② 協力者（協力事務所）は、前述 1) の③から⑧各号の資格要件を満たすこととします。ただし、設備主任技術者に係る協力者（協力事務所）については、⑤の資格要件を求めません。
- ③ 協力者（協力事務所）となった者は、本プロポーザルの参加資格を有しないこととします。
- ④ 他の提案者と同一の協力者（協力事務所）を加えた提案者は、それぞれ本プロポーザルの参加資格を有しないこととします。
- ⑤ 協力者（協力事務所）を加える者は様式-3 に、その旨、明記することとします。

3. 審査概要

技術提案書については 1 次審査と 2 次審査を行います。

1) 1 次審査

以下の項目に係る審査において得点上位 5 程度の技術提案書（1 次審査用）を選定します。

- ① 企業の同種又は類似業務の実績及び受賞歴
- ② 配置予定の技術者の類似業務の実績及び建築 CPD の実績
- ③ 業務の基本方針及び業務の実施体制

- 2) 2次審査〔技術提案書（1次審査用）が選定された者による技術提案書（2次審査用）が対象〕
以下の項目に係る審査における最高得点技術提案書（2次審査用）を特定します。
- ① 1次審査の評価項目[上記1) ①～③]
 - ② 特定テーマに対する技術提案
 - ③ ヒアリング
 - ④ 設計業務コスト
- 3) 御浜町新統合小学校及び統合中学校新築工事基本・実施設計業務委託プロポーザル方式技術審査委員会（以下、「技術審査委員会」という。）
技術審査委員会は次の審査委員7名で組織します。（五十音順、敬称略）
- | | |
|-------|-------------------|
| 池内 昌洋 | (御浜町役場建設課長) |
| 太田 寿弘 | (三重県県土整備部建築開発課長) |
| 川口 淳 | (三重大学大学院工学研究科 教授) |
| 下川 博愛 | (御浜町役場総務課長) |
| 辻本 誠一 | (御浜町教育委員会 教育長) |
| 中本 勝 | (御浜町教育委員会課長) |
| 東地 正登 | (御浜町役場 副町長) |

4. 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査・検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではありません。本説明書に記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意してください。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別添（様式-1～5）に示されるとおりとしてください。なお、文字サイズは10ポイント以上としてください。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

○全般

- ・技術提案書には、提出枚数確認のために頁数/全頁数を記入してください。
- ・記載事項を確認する書類の添付が無い場合、指定する様式と異なる場合にはその項目の評価は行いません。
- ・カラー印刷にて提出することは差し支えありません。
- ・評価対象業務の実績・受賞実績は国内のものとします。

○様式

様式	様式に関する留意事項	提出時期
技術提案書 (様式-1の1)	・1次審査用または2次審査用の明記をしてください。	1次審査 2次審査
参加申込書 (様式-1の2)	・平成22年度以降に設計業務が完了した延べ面積500m ² 以上の学校教育法(昭和22年3月29日法律第26号)に定める小学校、中学校又は義務教育学校の新築、増築(増築部分の床面積が500m ² 以上のもの)又は改築の設計業務の実績について、記載した業務の規模、構造、延べ面積及び設計者がわかる書類(建築確認申請書、建築計画概要書、契約書、重要事項説明書、業務計画書、仕様書、図面の写し等)を添付してください。ただしPUBDIS(*10)に記載のものはその写しを添付することによって、これらの書類の一部に代えることができます。 ・一級建築士事務所登録証明書、若しくはこれに代わるもの添付してください。	参加表明
配置予定技術者届出書 (様式-1の3)	・参加申込書提出時に添付してください。 ・配置予定の管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者及び設備主任技術者について提出してください。 ・2.2) ① 配置予定技術者の要件に必要な免許の写しを添付してください。	参加表明
参加辞退届 (様式-1の4)		

企業要件 (様式-2)	・業務実績1～3(*1)～(*3)における設計業務の実績を評価します。 ・記載した「業務実績1～3」(*1)～(*3)の建築物の用途、延べ面積、及び設計者がわかる書類(建築確認申請書、建築計画概要書、契約書、重要事項説明書、業務計画書、仕様書、図面の写し等)を添付してください。ただし、PUBDIS(*10)に掲載のものは、その写しを添付することによって、これらの書類の一部に代えることができます。 ・様式-2に記載できる設計業務の実績は1件のみとします。 ・PUBDIS(*10)に掲載のものはPUBDIS(*10)のコードを記入してください。 ・平成22年度以降に設計業務が完了した実績で、建築士事務所としての受賞歴があるものについて評価します。 ・「受賞実績1」の対象は、平成22年度以降に設計業務が完了した延べ面積2,500m ² 以上の学校教育法(昭和22年3月29日法律第26号)に定める小学校、中学校又は義務教育学校(*13)、(*14)、(*15)の新築、増築又は改築の設計業務(*11)とします。 ・「受賞実績2」の対象は、平成22年度以降に設計業務が完了した延べ面積1,500m ² 以上の学校教育法(昭和22年3月29日法律第26号)に定める小学校、中学校又は義務教育学校(*13)、(*14)、(*15)の新築、増築又は改築の設計業務(*11)とします。 ・「受賞実績3」の対象は、平成22年度以降に設計業務が完了した実績で「受賞実績1」及び「受賞実績2」以外の設計業務(*11)とします。 ・公共団体、建築学会及び建築設計団体等の建築コンクール等の受賞歴を対象とします。広く公募されたものを対象とし、社内等のコンクール等の受賞歴は評価を行いません。 ・様式-2に記載できる受賞実績は1件とし、延べ面積を必ず記入してください。 ・受賞実績がわかるもの(賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー、その他受賞実績がわかる書類)を添付してください。ただし、PUBDIS(*10)に掲載のものは、その写しを添付することによって、これらの書類の一部に代えることができます。	1次審査
----------------	---	------

業務実施体制 (様式-3)	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者及び設備主任技術者はそれぞれ1名とし、兼ねることはできません。 構造及び設備業務について、協力者（協力事務所）に再委託する場合は、再委託先等を記載してください。 記載様式は様式-3を用いることとし、A4版1頁に記載してください。 	1次審査
管理技術者の経歴等 (様式-4の1)	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の管理技術者（1名）について、経歴等を記載してください。 建築CPDの取得状況については、（公財）建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議の発行する建築CPD実績証明書におけるCPD取得単位（認定時間数）を記載してください。期間については令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。 該当する担当者が記載された建築CPD実績証明書を添付して下さい。 設計者として従事した「業務実績4～6」(*4)～(*6)における実績を評価します。 記載した「業務実績4～6」(*4)～(*6)の建築物の規模、構造、延べ面積、及び本人が行ったことがわかる書類（建築確認申請書、建築計画概要書、契約書、重要事項説明書、業務計画書、仕様書、図面の写し等）を添付してください。ただし、PUBDIS(*10)に掲載のものは、その写しを添付することによって、これらの書類の一部に代えることができます。 様式-4の1に記載できる実績は1件とし、延べ面積を必ず記入してください。官民は問いません。 PUBDIS(*10)に掲載のものはPUBDIS(*10)のコードを記入してください。 工事監理業務は除きます。 <p>構造・規模は、構造種別、地下階数/地上階数、延べ面積を記載してください。</p>	1次審査
意匠主任技術者の経歴等 (様式-4の2)	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の意匠主任技術者（1名）について、経歴等を記載してください。 建築CPDの取得状況については、（公財）建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議の発行する建築CPD実績証明書におけるCPD取得単位（認定時間数）を記載してください。期間については令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。 該当する担当者が記載された建築CPD実績証明書を添付して下さい。 設計者として従事した「業務実績4～6」(*4)～(*6)における実績を評価します。 記載した「業務実績4～6」(*4)～(*6)の建築物の規模、構造、延べ面積、及び本人が行ったことがわかる書類（建築確認申請書、建築計画概要書、契約書、重要事項説明書、業務計画書、仕様書、図面の写し等）を添付してください。ただし、PUBDIS(*10)に掲載のものは、その写しを添付することによって、これらの書類の一部に代えることができます。 様式-4の2に記載できる実績は1件とし、延べ面積を必ず記入してください。官民は問いません。 PUBDIS(*10)に掲載のものはPUBDIS(*10)のコードを記入してください。 工事監理業務は除きます。 <p>構造・規模は、構造種別、地下階数/地上階数、延べ面積を記載してください。</p>	1次審査

構造主任技術者の 経歴等 (様式-4 の 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の構造主任技術者（1名）について、経歴等を記載してください。 ・建築C P Dの取得状況については、(公財)建築技術教育普及センターを事務局とする建築C P D運営会議の発行する建築C P D実績証明書におけるC P D取得単位（認定時間数）を記載してください。期間については令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。 ・該当する担当者が記載された建築C P D実績証明書を添付して下さい。 ・設計者として従事した「業務実績7～9」(*7)～(*9)における実績を評価します。 ・記載した「業務実績7～9」(*7)～(*9)の建築物の規模、構造、延べ面積(*16)、及び本人が行ったことがわかる書類（建築確認申請書、建築計画概要書、契約書、重要事項説明書、業務計画書、仕様書、図面の写し等）を添付してください。ただし、PUBDIS(*10)に掲載のものは、その写しを添付することによって、これらの書類の一部に代えることができます。 ・様式-4の3に記載できる実績は1件とし、延べ面積(*16)を必ず記入してください。官民は問いません。 ・PUBDIS(*10)に掲載のものはPUBDIS(*10)のコードを記入してください。 ・工事監理業務は除きます。 <p>構造・規模は、構造種別、地下階数/地上階数、延べ面積(*16)を記載してください。</p>	1次審査
設備主任技術者の 経歴等 (様式-4 の 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の設備主任技術者（1名）について、経歴等を記載してください。 ・建築C P Dの取得状況については、(公財)建築技術教育普及センターを事務局とする建築C P D運営会議の発行する建築C P D実績証明書におけるC P D取得単位（認定時間数）を記載してください。期間については令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。 ・該当する担当者が記載された建築C P D実績証明書を添付して下さい。 ・設計者として従事した「業務実績4～6」(*4)～(*6)における実績を評価します。 ・記載した「業務実績4～6」(*4)～(*6)の建築物の規模、構造、延べ面積、及び本人が行ったことがわかる書類（建築確認申請書、建築計画概要書、契約書、重要事項説明書、業務計画書、仕様書、図面の写し等）を添付してください。ただし、PUBDIS(*10)に掲載のものは、その写しを添付することによって、これらの書類の一部に代えることができます。 ・様式-4の4に記載できる実績は1件とし、延べ面積を必ず記入してください。官民は問いません。 ・PUBDIS(*10)に掲載のものはPUBDIS(*10)のコードを記入してください。 ・工事監理業務は除きます。 <p>構造・規模は、構造種別、地下階数/地上階数、延べ面積を記載してください。</p>	1次審査

業務内容に対する 技術提案 (様式-5 の 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設における業務の基本方針及び業務の実施体制を評価します。 <p>■ 業務の基本方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針、手法、設計上特に重視する事項及びその他の業務実施上の配慮事項等を記載してください。 ・「御浜町新統合小学校及び統合中学校基本構想」、「御浜町新統合小学校及び統合中学校基本計画」及び「設計に際しての留意事項書」の内容を反映してください。 <p>■ 業務の実施体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の工程計画、業務フロー及び動員計画（数量（人数）がわかるもの）を記載してください。 ・適正な工期の算定、生産性や施工性の考慮、建設費の変動等を踏まえ予算内で設計をまとめる建設コストの管理手法、概算工事費の精度を高める工夫、その他、事業が円滑に実施できるための配慮等を記載してください。 <p><u>・A4版タテ2頁とし、各テーマは必ず1頁に記載してください。（1頁に2つのテーマを記載すること、1つのテーマを2頁に渡って記載することはしないでください。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書を補完するために概念図、引用可能な図面・写真等を用いることは支障ありませんが、本提案のためにCGや詳細図面等を作成することは求めません。 ・記載を求めている事項について記載がない場合は評価を行いません。 	1次審査
業務内容に対する 技術提案 (特定テーマ) (様式-5 の 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務において、技術提案を求めるテーマは以下の項目とします。 <p>特定テーマ（1） ■ 建築計画</p> <p>以下の事項に対する設計上の取組方法等を具体的に記載して下さい。</p> <p>● 「御浜町の自然や文化を活かし、小中一貫校として9年間を見通した教育の特色を活かすためのハード面での利便性や、小中が混在して生活する上での安全性及び災害時の避難施設を想定した機能を確保した建築計画について」</p> <p>特定テーマ（2） ■ 敷地利用計画</p> <p>以下の事項に対する設計上の取組方法等を具体的に記載して下さい。</p> <p>● 「敷地形状や周辺環境に調和し、利用者の安全で分かりやすい動線を考慮しつつ、学校施設としての防犯やセキュリティ対策にも配慮した敷地利用計画について」</p> <p>特定テーマ（3） ■ 環境配慮</p> <p>以下の事項に対する設計上の取組方法等を具体的に記載して下さい。</p> <p>● 「環境負荷及びライフサイクルコストの低減や、維持管理に配慮するとともに、ZEB Readyを目標とした省エネ化の提案について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定のテーマに対する設計上の取り組み方法に関する考え方や着眼点等を具体的に記載してください。 ・記載にあたり、文章を補完するために、概念図、引用可能な図面・写真等を用いることは支障ありませんが、本提案のためにCGや詳細図面等を作成することは求めません。 <p><u>・特定テーマ（1）～（3）の頁数の合計がA3版ヨコ2頁以内であれば、各特定テーマの配分は任意とします。なお、頁数の合計が3頁以上となる場合は、特定テーマ（1）～（3）の全ての評価を、また、特定テーマとして記載を求めている事項の記載がない場合は、当該特定テーマの評価を行いません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各特定テーマの番号を記載してください。 	2次審査

見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に係る見積書を提出すること。 ・見積は、内容を可能な限り詳細に記載すること。 ・記載様式は定めないが、サイズはA4版とする。 ・次の各項目に該当する場合は、失格とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 見積書の提出がないとき。 ② 見積額が設計額を上回ったとき。 ③ 見積額が設計額の4/5を下回ったとき。 ④ 一括値引き、減額の項目が計上されているとき。 <p>[注] 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについて は、一括値引きとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 提示した業務とかけ離れているとき。 ⑥ 提案内容に対して見積が不適切なとき。 ⑦ その他不備があるとき。 	2次審査
-----	--	------

- (*1) 「業務実績1」とは、平成22年度以降に設計業務が完了した延べ面積2,500m²以上の学校教育法（昭和22年3月29日法律第26号）に定める小学校、中学校又は義務教育学校(*13)、(*14)、(*15)の新築、増築又は改築の設計業務(*11)をいいます。
- (*2) 「業務実績2」とは、平成22年度以降に設計業務が完了した延べ面積1,500m²以上の学校教育法（昭和22年3月29日法律第26号）に定める小学校、中学校又は義務教育学校(*13)、(*14)、(*15)の新築、増築又は改築の設計業務(*11)をいいます。
- (*3) 「業務実績3」とは、平成22年度以降に設計業務が完了した延べ面積1,000m²以上の学校教育法（昭和22年3月29日法律第26号）に定める小学校、中学校又は義務教育学校(*13)、(*14)、(*15)の新築、増築又は改築の設計業務(*11)をいいます。
- (*4) 「業務実績4」とは、平成22年度以降に設計業務が完了した延べ面積2,500m²以上の学校教育法（昭和22年3月29日法律第26号）に定める小学校、中学校又は義務教育学校(*13)、(*14)、(*15)の新築、増築又は改築の設計業務(*11)をいいます。
- (*5) 「業務実績5」とは、平成22年度以降に設計業務が完了した延べ面積1,500m²以上の学校教育法（昭和22年3月29日法律第26号）に定める小学校、中学校又は義務教育学校(*13)、(*14)、(*15)の新築、増築又は改築の設計業務(*11)をいいます。
- (*6) 「業務実績6」とは、平成22年度以降に設計業務が完了した延べ面積1,000m²以上の学校教育法（昭和22年3月29日法律第26号）に定める小学校、中学校又は義務教育学校(*13)、(*14)、(*15)の新築、増築又は改築の設計業務(*11)をいいます。
- (*7) 「業務実績7」とは、平成22年度以降に設計業務が完了した延べ面積2,000m²以上のRC造又はSRC造の建築物(*13)、(*16)の新築、増築又は改築の設計業務(*11)をいいます。
- (*8) 「業務実績8」とは、平成22年度以降に設計業務が完了した延べ面積1,500m²以上のRC造又はSRC造の建築物(*13)、(*16)の新築、増築又は改築の設計業務(*11)をいいます。
- (*9) 「業務実績9」とは、平成22年度以降に設計業務が完了した延べ面積1,000m²以上のRC造又はSRC造の建築物(*13)、(*16)の新築、増築又は改築の設計業務(*11)をいいます。
- (*10) 「PUBDIS」とは、公共建築設計者情報システムのことで、公共建築の設計者選定を支援することを目的として国土交通省及び營繕積算システム等開発利用協議会（都道府県・政令指定都市で構成）等により開発されたデータベースシステムのことをいいます。なお、評価の対象となるものは、「業務カルテ情報」として掲載されている発注者の確認を受けた業務に限ります。
- (*11) 「設計業務」とは、国土交通省告示第8号（令和6年1月9日）別添一に掲げる基本設計又は実施設計に係る標準業務をいいます。
- (*12) 管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者及び設備主任技術者の業務の実績については、協力事務所として携わった業務実績に加え、現在所属している建築士事務所以外での実績も評価の対象とします。
- (*13) 「評価対象業務の実績」及び「過去の受賞実績」において、当該実績が増築の場合は、増築部分の床面積に基づき評価を行います。

- (*14) 校舎棟のみの延べ面積とし、附属棟の延べ面積を除きます。
- (*15) 複合施設の場合は、評価対象となる用途に供する部分の床面積（これに附隨する共用部分も含む。）とします。例示の用途が併存する場合は床面積を合算するものとします。
- (*16) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 20 条第 2 項の別の建築物とみなすことができる部分が 2 以上ある場合は、これらのうちいずれかの床面積とします。

4) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとしてください。

5) 技術提案書の無効

技術提案書の無効提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。

6) 資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、次のとおり資料を閲覧することができます。

ア 閲覧場所：御浜町のホームページ

(ホームページアドレス：https://www.town.mihama.mie.jp/soshikikarasagasu/kyoikuiinkai/kosodate_kyoiku/1/1716.html)

イ 閲覧期間：令和7年11月27日(木)から令和8年2月18日(水)まで

5. 参加申込書、技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

1) 技術提案書提出にかかる参加表明

本業務に係る一般公募による技術提案書提出に参加しようとする意思がある者は、「参加申込書」(様式-1の2)、「配置予定技術者届出書」(様式-1の3)及び添付書類を提出してください。(製本せずにクリップ止めとする。)

なお、「参加申込書」による参加表明後、随意契約の相手方として決定されるまでは、隨時参加を辞退することができます。その場合には、「参加辞退届」(様式-1の4)を提出してください。

(1) 提出方法：持参又は郵送(簡易書留に限る。提出期限必着。)によります。

(2) 提出先：三重県御浜町教育委員会

住所：〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1

TEL：05979-3-0526、FAX：05979-2-3502

(3) 提出期限：10. スケジュールのとおり(必着のこと)。

※提出の受付は御浜町の休日を定める条例(平成元年条例第2号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を除き、午前9時から午後5時(正午から午後1時までの間は除く。)までとします(最終日は正午までとします。)。

(4) 参加資格要件の確認結果通知

提出された参加申込書類に基づいて参加資格要件を確認し、その結果を書面により通知(郵送)します(発送予定日は、10. スケジュールのとおり。)。

また、参加資格要件の確認結果については、同日、電子メール(「参加申込書」に記載された電子メールアドレス)でも通知します。

2) 技術提案書(1次審査用)

(1) 提出方法：9部を持参又は郵送(簡易書留に限る。提出期限必着。)してください。

(2) 提出先：三重県御浜町教育委員会

住所：〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1

TEL：05979-3-0526、FAX：05979-2-3502

(3) 提出期限：10. スケジュールのとおり（必着のこと）。

※提出の受付は休日を除き、午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間は除く。）までとします（最終日は正午までとします。）。

(4) 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果は、書面により参加者全員に対し通知（郵送）します（発送予定日は、10. スケジュールのとおり。）。

また、第1次審査の結果については、同日、電子メール（「参加申込書」に記載された電子メールアドレス）でも通知します。

3) 技術提案書（2次審査用）

(1) 提出方法：9部を持参又は郵送（簡易書留に限る。提出期限必着。）してください。

(2) 提出先：三重県御浜町教育委員会

住所：〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地1

TEL：05979-3-0526、FAX：05979-2-3502

(3) 提出期限：10. スケジュールのとおり（必着のこと）。

※提出の受付は休日を除き、午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間は除く。）までとします（最終日は正午までとします。）。

(4) 第2次審査結果の通知

第2次審査の結果は、書面により参加者全員に対し通知（郵送）します（発送予定日は、10. スケジュールのとおり。）。

また、第2次審査の結果については、同日、電子メール（「参加申込書」に記載された電子メールアドレス）でも通知します。

6. 公告の内容についての質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法

1) 質問がある場合は、次のとおり提出ください。

(1) 提出方法：持参、ファクシミリ又は電子メールにて受け付けますが、ファクシミリ又は電子メールの場合は必ず電話による着信の確認を行ってください。

(2) 質問の受付担当部署：三重県御浜町教育委員会

住所：〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地1

TEL：05979-3-0526、FAX：05979-2-3502

電子メール：m-kyouiku@town.mihama.mie.jp

(3) 質問の受付期間

参加資格に関する質問：10. スケジュールのとおり。

技術提案に関する質問：10. スケジュールのとおり。

2) 質問に対する回答

参加資格に関する回答：随時回答します。

1次審査の技術提案書に関する回答：随時回答します。

2次審査の技術提案書に関する回答：質問書の提出があった日から起算して4日以内（休日を含まないものとし、提出期限日に提出があった場合は3日以内に読み替えます。）に回答します。

回答方法：御浜町のホームページに掲載します。

（ホームページアドレス：https://www.town.mihama.mie.jp/soshikikarasagasu/kyoikuiinkai/kosodate_kyoiku/1/1716.html）

7. 技術提案書を特定（選定）するための評価基準

別紙「御浜町新統合小学校及び統合中学校新築工事基本・実施設計業務委託プロポーザル方式評価項目一覧」によります。

8. ヒアリングの実施方法

1) 第1次審査選定者を対象として、以下のとおりヒアリングを行います。

(1) 実施日時：10.スケジュールのとおり。

ヒアリング場所及び日時等は第1次審査選定者に対し後日通知します。

対面によるヒアリングを予定していますが、オンライン形式にかえて実施する可能性があります。

(2) 出席者：管理技術者及び意匠主任技術者は必須とし、ほか各主任技術者から1名の計3名以内とします。

2) ヒアリングでは以下の事項等について確認を行います。

(1) 管理技術者・意匠主任技術者等の出席者の氏名

(2) 専門技術力

(3) 業務への取組姿勢

(4) 質問に対する応答性

3) 説明資料は、提出された技術提案書とします。ただし、必要がある場合は、技術提案書の拡大コピーの使用を認めます。また、追加資料の配布等は認めません。

4) 管理技術者、意匠主任技術者がヒアリングに出席できない場合はヒアリングの評価はしません。

9. 非特定（非選定）理由に関する事項

1) 提出した技術提案書が特定（選定）されなかった者に対しては、特定（選定）されなかった旨と、その理由（非特定（非選定）理由）を書面（非特定（非選定）通知書）により、通知します。

2) 非特定（非選定）の決定に対する質疑は一切受けません。

10. スケジュール

公募開始	令和 7 年 11 月 27 日（木）
参加資格に関する質問期限	令和 7 年 12 月 1 日（月）午後 4 時まで
参加申込書の提出期限	令和 7 年 12 月 3 日（水）正午まで
技術提案書（1次審査）に関する質問期限	令和 7 年 12 月 4 日（木）午後 4 時まで
参加資格確認結果の通知	令和 7 年 12 月 8 日（月）発送【予定】
技術提案書（1次審査用）の提出期限	令和 7 年 12 月 19 日（金）正午まで
第1次審査結果の通知	令和 8 年 1 月 13 日（火）発送【予定】
技術提案書（2次審査）に関する質問期限	令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 4 時まで
技術提案書（2次審査用）の提出期限	令和 8 年 2 月 19 日（木）正午まで
ヒアリング審査	令和 8 年 3 月 2 日（月）【予定】
第2次審査結果の通知	令和 8 年 3 月 23 日（月）発送【予定】

11. その他の留意事項

- 1) 参加申込書の提出者のうち、技術提案書を提出する意思のある者が 1 者以下の場合は、手続きを中止する場合があります。
- 2) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とします。
- 3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがあります。
- 4) 過去の実績については、国内における業務の実績をもって判断するものとします。
- 5) 技術提案書の返却はしません。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に無断で使用しません。なお、特定された技術提案書は御浜町ホームページにて公開します。
- 6) 技術提案書提出後において、技術提案書に記載された内容の変更を認めません。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの発注者の了解を得なければなりません。
- 7) 参加申込書の提出要請の日から随意契約の相手方に特定されるまでの間に、御浜町又は三重県から資格停止等を受けた場合は、本業務への参加資格が無くなるものとします。また、随意契約の相手方として特定された者が、契約を締結するまでに、御浜町又は三重県から資格停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがあります。
- 8) 本業務を受注したコンサルタント（再委託先を含む。）及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は本工事を請負うことができないものとします。
- 9) 特定された技術提案書のうち、必要な事項については、本業務の特記仕様書に明記するものとします。一方、特定された提案はあくまで提案者の特定を行うためのものであり、建物の仕様を決めるものではありません。よって被特定者は、発注者及び関係者からニーズの把握等を行い、すぐれた設計をまとめ上げていく責任があります。

- 10) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、公募開始日から特定日までの期間において、本プロポーザルに関し、本件の審査委員会の委員に接触することを禁止します。なお、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- 11) 契約締結後、受注者又は協力者（協力事務所）が、御浜町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不適当であると認められるときは、契約を解除することができるものとします。
- 12) 既存施設の現場見学は行っていません。また、これら施設および職員等への来訪、電話、電子メール等 接触は控えてください。
- 13) 契約保証金
契約保証金は、御浜町契約規則第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、同規則第25条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
- 14) 業務委託契約の締結
審査の結果により、最高得点技術提案書の提案者となった者を本業務の契約交渉相手方として、委託契約交渉を行います。なお、契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合又は、その他権利を失った場合は、次点者を契約交渉相手方とし、委託契約交渉を行います。